

令和2年度鞍手町議会第9回定例会会議録（第3号）						
令和2年12月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年12月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年12月9日 午後2時01分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈美江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第9回鞍手町議会定例会議事日程

12月9日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第80号 鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第2 議案第81号 鞍手町宿泊税交付金基金条例
- 日程第3 議案第82号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第83号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第84号 鞍手町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第85号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第86号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第87号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第88号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第89号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和2年度固定資産税の課税免除
- 日程第11 議案第90号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期目標

令和2年12月9日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第80号 鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

この条例は、条例案は、新規制定ですけれども、内容を簡単に説明してください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

令和2年の通常国会におきまして、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されました。町議会議員及び町長の選挙におきましても、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、公費による選挙費用の負担制度が拡大されました。

具体的には、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成費用が公費負担の対象になったことに伴い、必要な事項を条例で制定する必要があるため、今回新規条例案を提出させていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

選挙運動費用の公費負担ですが、ここで示されている金額は、定額負担なのか、またこの金額で業者等と契約していいのですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではございません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限までを公費負担といたしますが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担額といたしますので、定額負担ではござ

いません。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

第4条ですけれども、選挙運動用自動車の公費負担の件ですけれども、第1号と第2号の違いを教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

第4条は、選挙運動用自動車の公費負担制度を利用するにあたり、契約の累計ごとの公費負担額を定めたものであります。

具体的には、第1号は、一般常用旅客自動車運送事業者との運送契約であります。これはいわゆるハイヤー方式と言われるものであります。

これは、燃料代及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式での公費負担額の限度額、1日1台、6万4,500円の限度額を規定しております。

第2号は、個別の契約方式となります。2号のAは、自動車の借入れ契約で、1日1台につき1万5,800円の限度額を、イにつきましては、燃料の供給契約で1日当たりに7,560円。ウにつきましては、運転手の雇用契約で、1日1人1万2,500円の公費負担額の限度額を規定しております。

ただ、この第1号の契約と、第2号の契約は、どちらか一方を選択してもらうようになり、併用することは出来ません。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

それでは業者が、選挙運動用の看板とかスピーカーの取付けを行って、その費用も含めて、レンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

この場合、車両本体のみが公費負担の対象であるため、業者の車に対する基本料金以外の看板費用とか、議員おっしゃられましたように看板費用とか、スピーカー等の附帯料金は対象にはなりません。車両本体以外の費用が含まれている場合であれば車両本体と、車両本体以外の費用等を明示した、有償契約をする必要がございます。契約書に記載出来ない場合は

見積り書の契約内容の内訳明細書が必要になります。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

今回の法改正ではビラの作成費も公費負担の対象に含まれていたと思いますが、なぜ、本条例には上がってないのですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

今回の公職選挙法の改正では、今議員おっしゃいますように、自動車の使用、ポスターの作成費用、それとビラの配布、ビラの作成費用も公費負担の対象となっております。なぜ上がってないかといいますと、鞍手町では選挙公報を既に発行しております。そしてこのビラの頒布期間、配る期間というのが、告示の日から選挙の投票の前日までとなりますので、ここで言えば火曜日から土曜日までの5日間となります。短いので、それとビラの配る場所は、新聞折り込みによる頒布、それと候補者の選挙事務所内における頒布、それと個人演説会の会場内における頒布及び街頭演説の場所における頒布等に限定されていることなどを総合的に勘案しまして、今回、選挙運動用ビラの作成費用を公費負担の対象とはしておりません。それで自動車の費用と、ポスターの作成費用のみを今回、公費負担の対象とさせていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

公職選挙法に認められている、選挙用ビラについては他の町村での扱いについて確認されていますか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

先ほども言いましたように今回の公職選挙法により、町村議会選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁されました。

また、以前より頒布可能でありました町長選挙とともに公費負担の対象となったため、他の町村につきましては、今回の公職選挙法の改正でありますので、今後、条例が制定されることと思っておりますので、他の町村につきましては、今のところ確認はとれておりません。

また、以前から公費対象の公費負担の対象となっております、福岡県内の市の状況を申し上げますと、福岡県内29の市のうち、選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担しております市は10の市であります。他の19の市は、公費負担の対象とはなっておりません。以上

です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

第8条にはポスターの作成の公費負担のことがありますが、具体的に鞍手町ではどれくらいになりますか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

公職選挙法施行令第110条の4におきまして、額の範囲が規定されております。その単価は、第8条で規定しておりますように、この計算式は、まず525円6銭にポスターの掲示場の数、鞍手町では41箇所ありますので、41をかけた金額に31万500円を足します。そして、その足した金額にポスター掲示場の数の41で割った金額となりますので、作成単価の上限額は8,099円となります。

鞍手町の公費負担の限度額は、この8,099円かけ、ポスター掲示場の数41ですので、41をかけた33万2,059円となりますが、この金額はあくまでも上限額であります。実際に候補者の方が作成された作成単価にポスターの掲示場の数41をかけた金額が公費負担額となります。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

第2条にただし書きがついていますね。ただし当該候補者に係る供託物が法第93条第1項の規定により町に帰属することとならない場合に限る。と書いてあるのですね。これは供託物が町に帰属するということは供託金を取ってそれを没収するということがあり得るということじゃないかと思うのですよね。この規定は2条だけではなくて、6条のポスターの件についてもですね。8条についても、ただし書きに規定する要件に該当する場合に限りというのが付いております。供託金については何も書いてないようにありますが、どうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

供託金につきましては今回の公職選挙法、法律の方で改正により、町の議会議員選挙にも供託金制度が導入されておりますので、この条例ではなく公職選挙法で規定があります。

今までは町長選挙におきましては供託金制度がございましたが、今回の公職選挙法の改

正により町議会選挙にも供託金が導入されております。

供託金としては、一応15万円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 星 正彦君

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第80号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第81号 鞍手町宿泊税交付金基金条例を議題とします。

質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

内容について教えてください。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えをいたします。

平成2年4月に、福岡県では宿泊税が導入されました。これは、観光資源の魅力向上、旅行者の受入れ環境の充実、その他観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税でございます。これに伴いまして福岡県では福岡県宿泊税条例が制定をされ、これに合わせて福岡県宿泊税基金条例が制定されました。これは、観光振興を目的に、福岡市、北九州市を除く県内の市町村に3年間に亘り、観光振興に充てるための交付金を交付するというものでございます。

今回の基金は、この交付金を一時的にまとめまして、そして、観光振興のために充てるということで設置をしたものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

本町には該当施設ありますか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

一応宿泊ができるホテルが3か所あるとしております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

あとから補正で出てきますけれども、県から50万円入ってくるように今回はなっています。いま課長の説明では3年間ということでしたけれども、まず第1条に鞍手町の観光の振興を図る事業の財源に充てるためというふうになっていますけれども、今、何か考えてある事業っていうのがあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

現時点では決まっておりませんが、観光振興を目的とした事業に充当したいというふうを考えております。例えば、令和4年度ぐらいになりますので、庁舎等が整備される前になります。現在、看板とかですね、サイン事業が非常に不足しておりますので、そういったものに充てるということを検討したいというふうを考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

県でどのくらいの財源あるのか、ちょっとよくわかりませんが、今回50万円ということで、これを3年間毎年50万なのかどうかわかりませんが、どのくらい基金に、例えば単費で基金に入れるとか、ということも考えてあるのかどうか。

どのくらいの額を基金に積み立てると考えてあるのかっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

基本的には県から交付される基金50万円、これは3年間分ですから150万円。これが、基金の積立額になろうかと思えます。

事業を実施する場合には、これに一般財源等不足分は当然充てることになると思いますが、それが原資になると思えます。

ちなみに、参考までですがこの50万円というのは、本来宿泊税交付金は、宿泊者数ですね、泊まったときに1人当たり200円取られるのですけれども、これの貯まったものについて、県から80%、それからビックデータと言われる、ようは旅行者数ですね、この割合が20%、勘案して県から交付されることとなりますが、鞍手町のようなこういった宿泊施設がないようなところは、最低50万円は県全体の観光振興を底上げするという観点から

交付されます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第81号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第82号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号は、民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第82号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第83号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第83号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第83号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第84号 鞍手町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

下水道事業が地方公営企業化になるということですが、具体的にはどういうふうになるのですか。教えてください。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

近年、施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少など、公営企業をめぐる経営環境の厳しさが増している中で、各公営企業は自らの経営状況を正確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められております。

公営企業会計を適用することの基本意義としましては、発生主義に基づく、複式簿記による会計処理を行うことにより、官庁会計に基づく経営分析に比べて、将来の収支見通し等をよりの確に行うことが可能となり、他の地方公営企業や民間企業との比較をして、適切な経営方針の決定をすることが可能になることが挙げられます。

また、決算の早期化、情報の開示により充実することで住民や議会によるガバナンスの向上の効果も合わせて期待されております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ちょっと大まかな説明でしたけど。では、もう一つですね。

課室条例の一部改正の中で、町長部局142人が138人に改められているということになっていますが、これについて説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

現在、町長事務部局142名の中には、公共下水道事業特別会計職員として4名、これに入っておりますので、今回、公営企業化に伴いまして、この4名につきましては、水道事業会計15人のほうに移して19人とする改正となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第84号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第85号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算第7号を議題とします。まず歳出より、質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の16ページをお開きください。

2款 総務費及び 3款 民生費について、16ページから25ページまで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

25ページの子ども医療対策費のシステム改修業務委託料という形で、99万円上がっていますけども、その中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

この分につきましては、令和3年4月から、福岡県の公費医療費支給制度の助成が拡大されまして、対象年齢が入院・通院とも現在、福岡県小学6年生、12歳までとなっております。それが、中学3年生までに引上げられることに伴いまして、本町の子ども医療費のシステムの改修をするところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ということは、その分町の負担は若干減るといふふうに考えていいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。令和元年度ベースでございますが、約193万ほど町の負担が、令和元年度ベースで減る予定で試算しております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

4款 衛生費から8款 土木費について、24ページから31ページまで質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

予防接種費を伺っております。519万4,000円ですね。それと次のページですが、27ページには新型コロナウイルス感染症対策費として600万というようなことで上がっておりますが、この内容をちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

まず、予防接種業務委託料の517万5,000円でございますが、この分は、法定予防接種のインフルエンザの高齢者等のインフルエンザの予防接種につきまして、当初予算では、対象者6,296名の60%にあたります3,778名分を見込んでおりましたが、本年10月分の請求で3,148名の請求がっております。

そのため、今後まだ請求が上がってくる分を勘案いたしまして、当初の見込み60%を、85%相当見込んだため517万6,000円ほど増額の予算計上をさせていただいております。

引き続きまして、600万円の新型コロナウイルス感染症PCR検査等の業務委託料でございます。この分につきましては、新型コロナウイルス感染症流行下におけます65歳以上の高齢者及び基礎疾患を持っている方が、本人が希望された場合PCR検査を1度だけですね、受けていただくというところで、これは国の国庫補助の事業を活用いたしまして、300人分の予算、1人2万円分の検査費用を公費で負担するというので、600万円の補正予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

今の説明いただきましてうれしいと思っておりますけども、いつから実施されますか。期間ですね。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

この検査につきましては、くらで病院と業務委託契約を結ばせていただくというふうを考えております。

補正予算成立していただければ、早急にくらで病院と業務委託契約を結ばせていただいて、早ければ今月の21日の月曜日以降からを契約の開始日というふうにさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今のところですが、65歳以上の方、そして、基礎疾患を持った方ということですが、対象者はどのくらいおられますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

65歳以上の方は、先ほどの予防接種のときに申しました、6,296名ほどは対象者、65歳以上の人口はですね、おられます。64歳以下の基礎疾患を持たれている方については把握が出来ておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

これ、周知の仕方はどうされるのかということ、一応予算では300人分ということですが、希望者がそれ以上増えた場合はどういうふうに考えているのか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

まず周知につきましては、予算が成立次第、町のホームページそれから広報紙等、広報紙は1月号になると思いますが、1月号の広報で周知、それから報道機関等にはプレスリリースを考えております。

それから、希望者が300名以上になった場合につきましては、一応予算的には300人分ということで、どうしてもそこで締切りをさせていただくことになろうかと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ということは、希望者にまず周知して、わかった人から、手挙げた人から順番にどんどんやっていくと。300人のところで、もう打切りですよということなのではないでしょうか。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

まず、役場のほうに申請来ていただいて先着300名ということになろうかと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ちょっと予想では、わかりませんが、300人はちょっと少ないような気がします。

それともう一つはですね、くらて病院と契約するって言われていましたけれども、くらて病院独自に今1万円でやっていますよね。これ契約したら倍の1人2万円という形で契約するのでしょうか。それとも、もう少し安くすれば対象者の人数も増やせるのじゃないでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

現在、くらて病院のほうのドライブスルー方式につきましては、毎週月曜日、水曜日、金曜日をあてられているというふう聞いております。その分は確かに自費での負担ということで、1万円でくらて病院がされておりますが、今回のこの国の事業につきましては国の基準単価、というのが2万円までということで、国庫補助事業の実施要綱が出ておりますので、くらて病院のほうと事前に打合せをさせていただいてですね、やはり本来1万円でというのは、なかなか病院としての収益も上がらないというふうなところも聞いております。それで国の補助金が使えますので、ということで2万円ということで、事前の打合せはさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今の件については、何が大体1番基本なのか、1番重症化率の高い高齢者にPCR検査してもらって、その陽性化率ね、陽性の方が重症化しないような、そこを目的としたPCR検査ということを念頭に置いてですね、今後考えていただきたいと思っております。その下ですね、質問は新型コロナウイルスワクチン接種事業費っていうふうになっています。

今、アメリカとかファイザー社ですかね、ワクチンが出来てイギリスで昨日からワクチン接種が始まっていますけれども、日本ではまだまだ、もう少し先の話じゃないだろうかというふうにも思うわけです。

そういった中で、システム改修業務っていうのが今現在必要なのか、それも含めて中身についてちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

この分につきましては、国のほうからですね、厚生労働省のほうからでございますが、10月23日付けで厚生労働省健康局長名の通知によりまして、各都道府県知事、それから保健所の設置市町、それから特別区の区長あてにですね、通知が出されております。

本町には、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所のほうから、11月20日付けで、この通知というものが来ております。

この通知につきましては、国のほうが新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の

実施について、それからあわせて、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る留意事項についてということで二つの文書が出されております。

その中で今回、国のほうがですね、予備費169億9,774万6,000円を計上されていると。あわせて各地方公共団体においては、準備及び予算の早期成立をお願いしますということで、依頼の文書が来ております。

本町におきましても、この文書をいただきまして、財政担当課それから、電算の係とも協議いたしまして、まずこのシステム改修にかかる期間、どのくらいかかるのかということで、システム会社のほうに問合せをしていただきましたら、やっぱり約2か月ぐらいシステム改修の期間を要するというのでございます。

報道等でもいろいろと言われております、年度内接種開始とかですね、来年の6月までには接種が始まるとかいう、まだいろいろと臆測もありますけれども、まず本町といたしましては、全て国の補助ということでありますので、できるところからやったほうがいいのではないかということの判断をいたしまして、今回このシステム改修費を補正予算として計上させていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい、わかりました。ただ国が169億予算計上しているということですが、今回の補正ではですね、財源が一般財源になっているわけです。これについて説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

今回につきましては、まだ国の補助金がついておりませんので、財源につきましては一般財源という形を取らせていただいておりますが、財政担当課と協議して、ほかの補助、ワクチンの接種費用とかですね、そういったものが当然国費で賄われますので、そのときに財源については国庫補助金を当然充当するという形になります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

10款 教育費から12款 公債費について、30ページから35ページまで、質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

35ページなのですが、体育総合施設管理費で修繕費ってあるのですが、どこの修繕費になりますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

修繕費の30万円の内訳についてご説明いたします。

まず、当初予算で176万円の予算を計上しておりまして、今年度、修繕をしましてまいりました。その中の内訳としましては、町立の弓道場の鉄骨部の補修、体育館内の卓球台の修繕、また、体育館の雨樋の修繕等行いましたところ、176万2,000円に対しまして現在のところ170万930円というところで支出しております。

今後、車の車検の6万3,000円、あと3月分までの修繕の予備費ということで、30万円を計上させていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10ページをお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10ページから15ページについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第85号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第86号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第86号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第87号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第87号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第87号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第88号 令和2年度鞍手町地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

篠原議員。

○6番 篠原 哲哉君

特別会計の予算を議会に提出するにあたり、財政係は担当課、今回は病院ですが、予算の内容を聞き取り、町長査定を行って、議会に提案されていると思います。

内容については、町長は十分に認識されておると思いますので、町長にお尋ねいたします。議案提出日12月2日現在のくらて病院の建築に関する進捗状況は何%ぐらいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

12月2日現在の進捗状況とのご質問ですが、直近の状況でお答えさせていただきます。

令和2年11月末の出来高率は約20%です。また、本年度末の進捗状況ですが、これにつきましては、施工事業者が提示した時期が、令和3年2月末までであるため、その時期で約40%になると見込んでおります。以上です。

○議長 星 正彦君

篠原議員。

○6番 篠原 哲哉君

竣工予定は来年の8月中旬。開業予定は10月1日とお聞きしております。

令和2年度の予算額を全額繰越しということで今回予算提案されております。

今回、工期が令和3年3月中旬ということですので、工期の変更が生じるとはありますが、

これは病院がすることだと思います。

予算に関しまして、令和2年度末の支払い額が予算上、負担金貸付金合計で14億5,580万円。令和元年度、2年度の貸付金負担金合計は63億5,660万円となっております。予算上は23%の進捗状況になります。先ほど町長が言われましたけど、3月末はできませんので12月末で40%ぐらいだということでございます。

何でこのような質問をしたかと申しますと、この質問は事前に財政担当課に通告してありました。この内容について、病院に聞き取りを行っておると思います。

先日の一般質問で、町長の対応にちょっと私は疑問をもちました。それで今回、このような質問をさせてもらっています。

今後、町長よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今、議案第88号を通して、一般質問に対する、私の答弁がですね、納得いかないというか不適切だというような質問というかご意見でした。

一般質問の答弁につきましては、私自身は誠意を持って精いっぱい答弁をさせていただいたというふうに私自身は考えておりますけども、篠原議員の私の答弁に対する受け止め方が、なかなか納得出来なかったということでもありますので、今後につきましては、その辺も考え合わせ誠実により誠実に答弁をさせていただきたいと思ひます。

同時に、この質問につきましてもですね、先ほどありましたように見込みどおり40%の出来高ができれば令和2年度の予算を使用することになります。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第88号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第89号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和2年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第89号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第89号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第90号 地方独立行政法人くらて病院第3期中期目標を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

中期目標を定めるということなのですが、同時にこの評価委員会の評価結果の報告も、受けておりますけれども、この中でこの報告の中の6ページで、評価委員会の意見、指摘等のいうところで、今回受診者数の減少が顕著であると。

ただ、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいですが、病院だけで対処するのではなく、町とも連携し、というふうにこの評価委員会の報告でもなっています。

中期目標を、町がくらて病院に指示するわけですが、その中でこの中期目標を達成するために、町としても最大限の援助、努力をするべきだろうというふうに思いますけれども、その点について町長の考えをお聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今、議員がご指摘のとおり、この中期目標につきましては、町がくらて病院に対して指示をしています。

今回の第3期中期目標につきましては、非常に病院の経営状況が厳しい中での目標設定となっております。

そういったことから、病院に対しては、かなり内容的にもですね、非常に細かいところまで、また厳しい指摘をさせていただきながら、この中期目標のそれぞれの項目について制定をさせていただいています。

まずはですね、この中期目標に沿ってくらて病院が、中期計画を策定していただいた上でですね、どのように計画を設定されるか、その経緯を見ていきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回の赤字というのは、当初の医師が6名やめたという赤字の部分と、それもありますけど、それ以上にですね、やっぱ評価委員会の中にもありますように、新型コロナウイルスの受診控えとか、その影響による受診控えとかいうのが1番の影響だろうというふうに私

も考えるわけで、全国どこの病院もですね、今もう赤字、赤字なわけですよ。

そういった中で、もちろん厳しい目標を立ててね、いろいろ話もしていくということではありましようが、この新型コロナウイルスの、まだ先が見えない状況の中で、どうやってこの中期目標を達成させるか。

その中で、やっぱり町としても具体的に何か援助していく必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。

中期目標これ見てみますと、1番最初の中期目標（案）の最初の文書の中では、新型コロナウイルスの云々というふうには書いてあります。けども、それ以降には、もうそれ一切、ほとんどないわけですよ。

町として、やっぱりそれは影響も見据えた上で、収束が見えないような状況を見据えた上で、何か援助等を考えてないのかどうか。この中期目標を達成させるためにですよ。考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

新型コロナウイルスにつきましてはですね、どのように終息していくのか、今のところは見通しが立ってはいないようです。

しかし、先ほどの一般会計の補正予算の中でも、ワクチンにつきましてもですね、今後、国が全国民に対してワクチンを接種していくというようなこともあります。そういったことからですね、この中期計画につきましては設定がですね、4年間の平成7年3月31日までとなっておりますので、その期間の中で、どう病院がですね、この経営を立て直していただくか、健全経営に向かってですね、努力していただくか、そういったことについての計画をお願いするというための目標でもありますので、まずはですね、今の状況自体は議員がおっしゃるような状況ではありますが、期間としては4年間というスパンをとっておりますので、まずは病院がどのような計画を、中期計画を立てていくかということを見守っていきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

スパンとしては4年間と言いますが、先ほど町長も言われましたけども、いまだ収束が見えないわけですよ。

いつ終息するかというのもわからない状況の中でね、やっぱりこの4年間というのが1番大事な時期でもあって、その終息が見えない中で、どう目標を達成させるか、そのために、町がどんな支援を考えてあるのか、また、町だけでは多分無理だろうと思いますけれども、国にどういうふうに働きかけていくのかということを含めてですね、考えがあれば教えていただきたい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

繰り返しになりますし、またこの中期計画の中でも述べておりますようにですね、基本的にはですね、公費の負担をお願いするという、公費でのですね、負担内でのこちらからの支援をお願いするというのが原則でもあります。

そしてまた、コロナウイルスについて終息が見えないと、もちろんそういうことではありますけども、先ほども言いましたように、4年間の計画の中でかなり今までとは違ったですね、目標を設定させていただいておりますので、まずはその目標に沿って計画を立てていただき、そしてまた病院のほうで努力していただきたいというふうなことを考えております。

もう一つ加えてですね、お答えをすれば、独立行政法人の病院評価委員会の中で、病院の事務局長がですね、今後の見通しについてということでも、どうも触れているようですので、その中ではですね、新病院移行後10年ぐらいに約3億円程度の現金になるので、その辺が1番厳しいというようなことを述べております。

ですから、この4年間を過ぎた後ですね、病院がどのようになるかっていうことが、恐らく対処していく必要があるかなというふうに思いますが、今のところは繰り返しになりますけどもですね、まずはどのような計画を立てていき、どのような病院が厳しい状況乗り越えようとしているのかを見定めていきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

中期目標（案）の表現についてお伺いしますが、5ページの下から3行目、「不採算の分野においては、それぞれの役割や責任、その費用の負担に対する基準を明確にし、町は法人に対して必要な額を負担する。」というふうにあります。

この文面の意味合いを教えてください。

○議長 星 正彦君

田中議員もう一度お願いします。

○3番 田中 二三輝君

議案書の中期目標（案）の5ページです。下から3行目、不採算の分野においては、それぞれの役割や責任、その費用の負担に対する基準を明確にし、町は法人に対して必要な額を負担するという記述がありますが、この内容等について、どのような内容なのか、どのようなお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この表現の意味につきましては、平成25年に鞍手町立病院が地方独立行政法人に移行した際に、町とまず取り交わした、繰出基準に関する基準のことと、それから平成30年にも取り交わしております、協定書の意味のところを指しております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番議員 田中 二三輝君

そうしますと、今現在、今の時点で、この不採算の分野っていうのがよく理解出来ないのですが、これについてはどういうふうに我々は理解したらよろしいのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

病院の診療科目の中には、本来、地域医療を行う上で、どうしてもやはり診療科目として、地域住民の医療サービスを提供するために不採算であるけれども、やはり担っていかねなければいけないという、診療科目があるというところでございます。

具体的に申しますと例えば、小児科ですとかは、実際は採算がとれているかというところと、採算がとれてない。しかしやはり、地域住民の医療を担っていくというところで、こういう不採算診療科目についても、くらて病院が担っていくということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

11月27日付けの地方独立行政法人くらて病院の中期目標に係る評価結果の報告と、それから本議案である議案90号の、この第3期、次期ですね次期4年間分の中期目標の内容というか、これは当然リンクしているというふうに判断してよろしいのですよね。確認をとりたいたんですが。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

議員おっしゃるとおり、まずこのくらて病院の評価委員会につきましては、7月から延べ紙上開催2回を含めまして9回の開催をしております。その中で、令和元年度の事業報告、それから令和2年度の事業実績見込み等を協議していただいた中で、それを受けての第3期中期目標についても、原案は素案については執行部のほうで作成し、その素案について、まず、くらて病院のほうにも内容についてご意見をいただき、そしてそれをもって原案として、くらて病院評価委員会のほうにお諮りして意見をいただいているという経過でございますので、今議員がおっしゃるとおり、これはずっと第2期中期の報告書から、引き継いでいるものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第90号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第90号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。

明日10日から14日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日10日から14日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを以って散会します。

閉会 14時02分